

地域医療構想調整会議の体制の充実・強化に向けた本県の対応について

平成30年6月22日付け医政地発0622第2号で厚労省医政局より対応を求められている3項目についての本県の対応。

1. 都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置

本県では、調整会議の事務局機能及び議長役を県健康福祉部が担っていること、また、全構想区域の議論の状況を県医療審議会に報告していること、運用に当たっては、既存の会議の活用等、効率的に運用することとして差し支えないとされていることなどから、県単位の調整会議は設置せず、県医療審議会がその役割を引き続き担うこととします。

2. 都道府県主催研修会の開催

本県では、調整会議の事務局機能及び議長役を県健康福祉部が担っていること、また、国から通知のあった内容を調整会議で説明していることから、当該研修会は開催しません。

なお、これまで毎年開催している、地域医療構想の方向性に沿った病院経営をテーマとした「地域医療構想研修会」は、これまでどおり開催します。

3. 「地域医療構想アドバイザー」の設置

構想区域の実情に応じたデータ整理や論点提示といった調整会議事務局が担うべき機能を補完する観点から、県医師会とも協議の上、次の3名を厚生労働省に推薦しました。

- ① 青森県医師会 副会長 村上 秀一 氏
- ② 青森県病院事業管理者 吉田 茂昭 氏
- ③ 青森県立保健大学 特任教授 大西 基喜 氏